

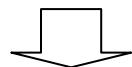
地方公共団体の財政健全化判断比率の設定等について

健全化判断比率の算出方法や判断基準の設定にあたっては、指定都市の実情を十分に斟酌するとともに、財政健全化努力を適切に反映させること。

判断比率の算定式には、大都市特有の財政需要や活用可能な資産などを適切に反映するとともに、判断基準については、全ての地方公共団体に画一的に適用させるのではなく、地方公共団体の種類や権能の差、自主財源比率などの財政力に応じた差を設けること。

実質公債費比率始め、4つの判断比率の算定には、

- 各地方公共団体の財政の実態を示す指標であるとされているにもかかわらず、分母に用いられる標準財政規模では、大都市の主要な税収入である都市計画税収入などが算入されていない
- 一方、分子の方には、大都市の膨大な財政需要としての地下鉄、下水道など、都市基盤整備に係る地方債償還金、地方債残高などが反映されている



大都市の主要な税目や大都市特有の財政需要などを適切に反映した算定式とするか、あるいは基準値に差を設けるべきである

平成19年8月
指 定 都 市